

65 歳以上の年齢の方

介護保険の要介護認定の申請を  
している。

いいえ

要介護の認定の申請をして  
ください。

はい

要介護認定申請の結果

介護保険制度の住宅改修を利用  
できます。

「要支援・要介護」となった方

「非該当（自立）」となった方

区が行う住宅改修（予防給付）  
を申請できません。  
※訪問調査の結果、必要と認め  
られた方が対象となります。

※非該当(自立)の判定後、地域  
包括支援センターの訪問調査が  
必要です。工事の前に相談してください。

◎手スリの取りつけ ◎滑りの防止、移動の円滑化のための床材変更  
◎引き戸等への扉の取替え ◎便器の洋式化 ◎段差の解消  
(上記の改修に付帯して必要な工事を含む) 基準額 200,000円

## 住宅改修をしたいとき

### 区が行う設備改修 (要介護・要支援認定あり)

**浴槽の取替え** 基準額 200,000円  
(これに付帯して必要な工事。給湯設備は対象外)  
(介護保険の住宅改修を15万円以上使っている場合)

**流し・洗面台の取替え** 基準額 156,000円  
(車イスを使っている方に取替え)

**便器の洋式化** 基準額 106,000円  
(介護保険の住宅改修を15万円以上使っている場合)

### 助成費用について

○基準額とは、区が助成する上限額のことです。この額  
を超える費用については全て自己負担となります。  
また、助成対象額の1～3割の自己負担があります。  
(課税状況によって軽減措置あり)  
○区の負担額は事業者へ直接支払われます。

注意点・区が行う住宅改修を利用する際に・・・

※申請は、住所を担当する地域包括支援センター、各福祉事務所の総合相談窓口で受け付けます。

※事前申請・事前決定の制度です。工事は、区の費用助成が決定されてから始めてください。

※介護保険の住宅改修ではない設備改修・予防給付については1世帯1回限りの給付です。